

コロナ禍における原油価格・物価高騰対応事業継続支援助成金 申請時チェックリスト

チェック	確認項目
<input type="checkbox"/>	対象事業者ですか？ 大津北商工会地域（北小松～仰木）で事業を行うまたは大津北商工会 会員である、中小企業基本法に定められた中小企業

対象内容はいずれかに該当しますか？

(1)原油価格高騰対策

原油価格の高騰・乱高下が、コロナ禍からの経済回復や事業への悪影響を与えることを防ぐ観点とした取組み

事業例：コロナ禍や原油価格高騰対策を踏まえた新商品・新サービス開発、環境変化に対応した設備投資、合理的な経営へ
転換（インボイス対応を含む）などに係る経費

(2)消費喚起対策

原油価格・物価高騰により落ち込んだ消費を回復させるための取組

事業例：消費喚起を目的としたセールを実施する際の装飾経費、その他実施に対する直接経費、新聞、雑誌、地域情報誌等の掲載
又は折込み、販促パンフレット・ポスター・チラシ・ポスティング費など ※人件費は対象外とします

添付書類は揃っていますか？

-
- (1) 必要経費の明細が記載された請求書等
 - (2) 支出を証明できる書類
 - (3) 実施事業がわかる写真（成果物を含む）、チラシ、パンフレット、情報誌等の実績が確認できるもの

申請書に漏れなく記載されていますか？

-
- 事業所在地、事業所名、代表者氏名、連絡先等や、助成金の振込先を正しく記載されていますか

助成の取り消しについて承知されていますか？

次のいずれかに該当するときは、交付決定の取り消し、既に交付された助成金については返還となります

-
- ①提出書類に虚偽の記載があったとき
 - ②助成金交付の条件に違反したとき

- ③助成事業の実施について不正行為があったとき
- ④法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

応募に係る注意事項のご確認をお願いします。

- ①応募された書類等は返却しません
- ②応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担となります
- ③予算額の枠内で実施する事業のため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではありません
- ④採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります
- ⑤**同一の事業内容で、「小規模企業持続化補助金」など「行政・商工会等からの補助金・助成金」を受けている場合は、助成の対象外です**

上記、すべて確認、承諾しました。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____ 印